

労働者派遣法に基づくマージン率の公開
【事業年度：2025/4/1～2026/3/31（令和7年度）】

労働者派遣法（第23条第5項）により、派遣元事業主は毎事業年度終了後にマージン率を公開することが義務付けられています。マージン率とは、派遣料金に占める派遣労働者への賃金との差額の割合を指します。算出方法は以下の通りです。

$$\text{マージン率} = \frac{\text{派遣料金の平均額} - \text{派遣労働者の賃金の平均額}}{\text{派遣料金の平均額}}$$

（当該割合に小数点以下一位未満の端数があるときは、これを四捨五入する）

【事業所別の情報公開】

■東京本社

〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-4-2 大同生命霞が関ビル18階

派遣労働者の数	61名
労働者派遣の役務の提供を受けた者の数	109社
派遣料金の平均額	1日8時間あたり 23,337円
賃金の平均額	1日8時間あたり 17,808円
マージン率	23.7%
教育訓練に関する事項	入職時研修：安全衛生教育、その他就労に有効な教育（有給） 年次研修：e-learning（職能・職務・スキルアップ等）
雇用安定措置を講じた人数	48名
その他労働者派遣の業務に関し参考となると認められる事項	なし

■関西支社

〒541-0042 大阪府大阪市中央区今橋4-4-7 京阪神不動産淀屋橋ビル2階

派遣労働者の数	4名
労働者派遣の役務の提供を受けた者の数	7社
派遣料金の平均額	1日8時間あたり 24,969円
賃金の平均額	1日8時間あたり 17,582円
マージン率	29.6%
教育訓練に関する事項	入職時研修：安全衛生教育、その他就労に有効な教育（有給） 年次研修：e-learning（職能・職務・スキルアップ等）
雇用安定措置を講じた人数	4名
その他労働者派遣の業務に関し参考となると認められる事項	なし

【キャリア形成支援制度に関する事項】

※全支社共通

キャリアコンサルティング窓口	対象は就業中の派遣労働者 各営業担当者へお問い合わせください
----------------	--------------------------------

教育訓練の内容	対象者	実施主体	実施方法	賃金支給	費用負担
入社時研修	新規採用者	当社	OFF-JT	有	無
年次研修	派遣労働者	当社	OFF-JT	有	無

※年次研修については、対象者の方へ実施開始前に詳細をご案内いたします。

【労働者派遣法第30条の4第1項の労使協定に関する事項】

※全支社共通

労使協定締結の有無	有
労使協定の対象となる派遣労働者の範囲	全ての派遣労働者
労使協定の有効期間の終期	2027年3月31日